

貝塚市会計年度任用職員採用試験要項

令和 8 年 7 月

貝塚市総務部人事課

次の要項により会計年度任用職員採用試験を実施いたします。

1 受験資格等

生活困窮者就労準備支援事業支援員

採用予定人数 1 人

(業務内容) 生活困窮者に対する就労準備支援業務、市民相談室での相談業務

(受験資格) 昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれ、次のいずれかの要件を満たす人

- ① キャリアコンサルタント、社会保険労務士、臨床心理士、公認心理師及び産業カウンセラーのいずれかの資格を有する人
- ② 令和 8 年 6 月 30 日時点で相談業務に 2 年以上従事した経験がある人



就労支援コーディネーター

採用予定人数 1 人

(業務内容) 就労相談業務、市民相談室での相談業務

(受験資格) 昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれ、次のいずれかの要件を満たす人

- ① 市町村就職困難者就労支援担当職員（就労支援コーディネーター）養成講座を修了した人
- ② 令和 8 年 6 月 30 日時点で就労相談業務に 2 年以上従事した経験がある人

※地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

※受験者の成績が一定水準に達しないときは「合格者なし」とする場合があります。

2 試験の日時等

日 時 令和 8 年 8 月 8 日（土）午前 8 時 30 分までに集合
試験科目 事務能力試験、個人面接試験
場 所 貝塚市役所 4 階会議室

3 受験手続

(1) 申込方法

インターネットによる申込み（インターネットによる申込ができない場合は人事課までお問合せください。）

(2) 申込受付期間

令和 8 年 7 月 10 日（金）から 7 月 24 日（金）23 時 59 分まで

(3) 事前準備

- ・パソコン、タブレット又はスマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）
- ・[city.kaizuka.lg.jp][public-connect.jp]のドメインから送信されるメールが受信できるように設定してください。
※メールの受信設定の方法については、各自で確認してください。
- ※メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・PDF ファイルを読むためのソフト
※Adobe Acrobat Reader (Ver. 5.0 以上)

- ・顔写真のデータ

※申込前6か月以内に背景を無地に撮影したもので、上半身脱帽、正面向きで本人と確認できるもの

(4) 申込手順

①貝塚市ホームページ（QRコード）から、申込専用サイトへ接続し、会員登録をする（会員登録の詳しい方は右のQRコードを確認ください）。

（貝塚市ホームページの「トップページ」→「各課のご案内」→「総務部」→「人事課」→「メニュー」の順でもアクセスは可能です）

②会員登録後、再度同専用サイトに接続し、プロフィール（基本情報、自己PR、職歴・学歴など）を入力する。

③同専用サイト内の本市の求人ページから「エントリー画面に進む」をクリックする。

④必要事項を入力し、受験申込みを完了する。

- ・申込みの完了状況は、同専用サイト内「マイページ」の「エントリー一覧」から確認できます。

(5) 受験票

エントリー完了後に「エントリー一覧」から受験票を印刷し、試験当日持参してください。

(6) 注意事項

- ・申込受付期間は、本市システムの日付、時刻を基準とし、受付可能かどうかの判定を行います。
- ・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。
- ・受付期間中は、専用システムを通じて24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いません。
- ・不備等がある場合は、受付を行わず修正を依頼します。このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いません。
- ・受験に関して提出を受けた書類は、一切お返しいたしません。
- ・受験資格がないこと又は申込時の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。



(7) 問合せ先

〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号

貝塚市総務部人事課（4階） 直通 TEL（072）433-7324

4 成績の開示

試験で不合格となった場合のみ、結果通知メールに成績を記載します。

5 合格発表等

令和8年8月下旬の予定

合格者は、採用までに各自で健康診断を受診し、その結果の提出が必要です。費用は本人負担となります。

6 任用

令和8年10月1日

7 任用期間等

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は、65歳に達する日の属する年度末を限度とし、再度の任用を行うことがあります。

※任用時は条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

8 勤務条件

給与、勤務時間等は別に定めるところによります。